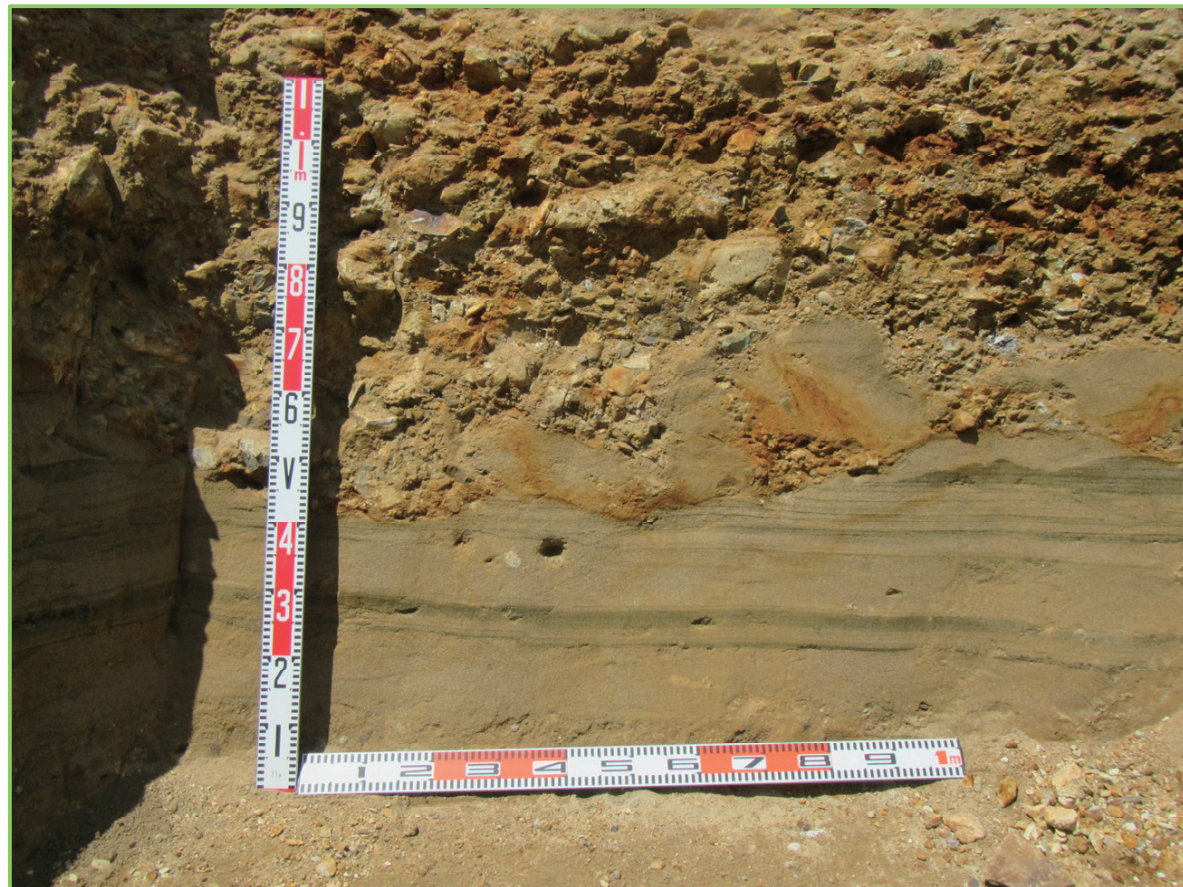


## ⑤-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面掘削途中-1-

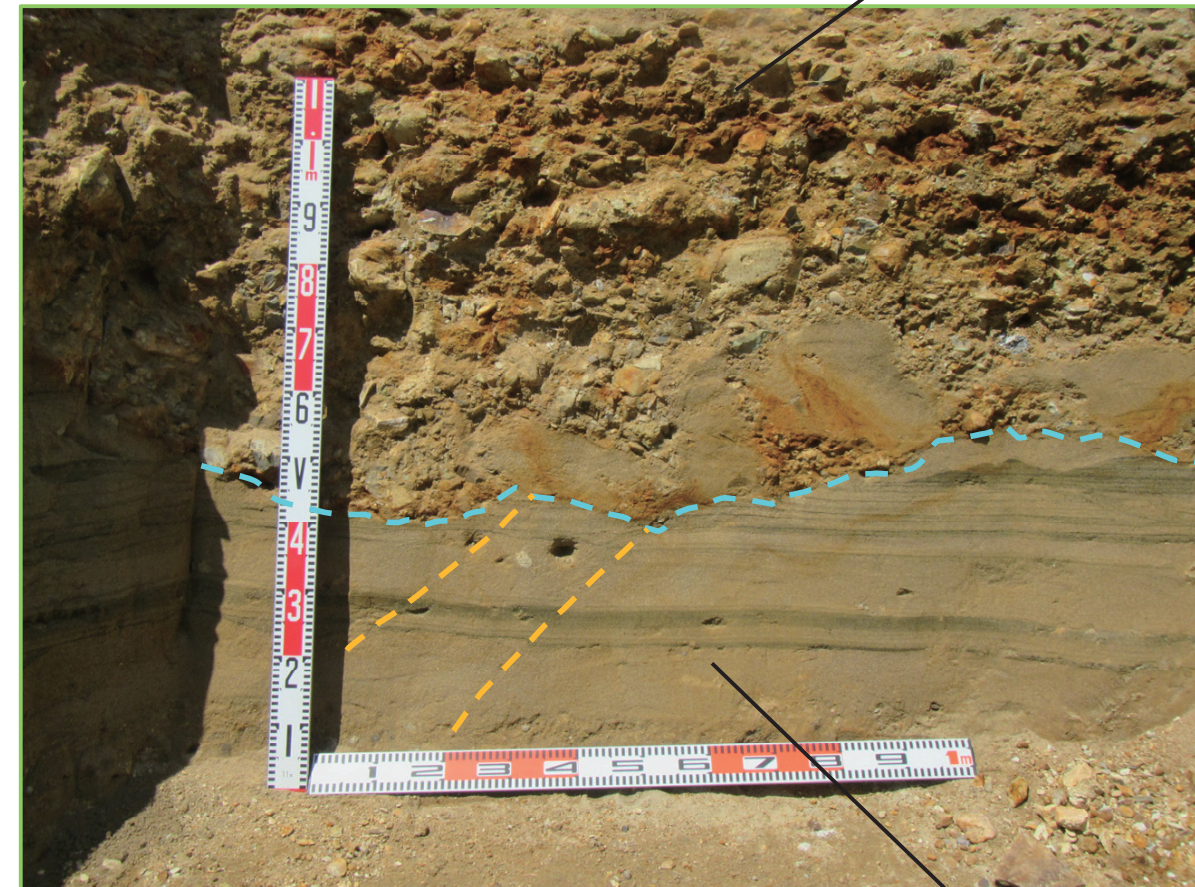
新規 (R2/8/7審査会合以降)

(北側壁面掘削途中-1)

- 北側壁面掘削途中-1は、R1.11.15現地調査時の壁面から約60cm奥行き方向における壁面状況である(断面位置はP14参照)。
- 本壁面は、前述の条件のうち(1)M1ユニットにおいて、小断層による葉理のズレがTf2ユニットの基底面直下で認められることを満たしていないが、参考として掲載する。
- F-1断層に関連する小断層は、M1ユニットに変位を与えており、Tf2ユニットの基底面直下まで剪断面が連続し、変位が認められる。
- Tf2ユニットの基底面に、小断層による変位は認められない。
- Tf2ユニットに、剪断面は認められない。



壁面写真(解釈線なし)



壁面写真(解釈線あり)

Tf2ユニット

M1ユニット

--- : 小断層  
 - - - : 層相境界

## ⑤-2 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面掘削途中-2-

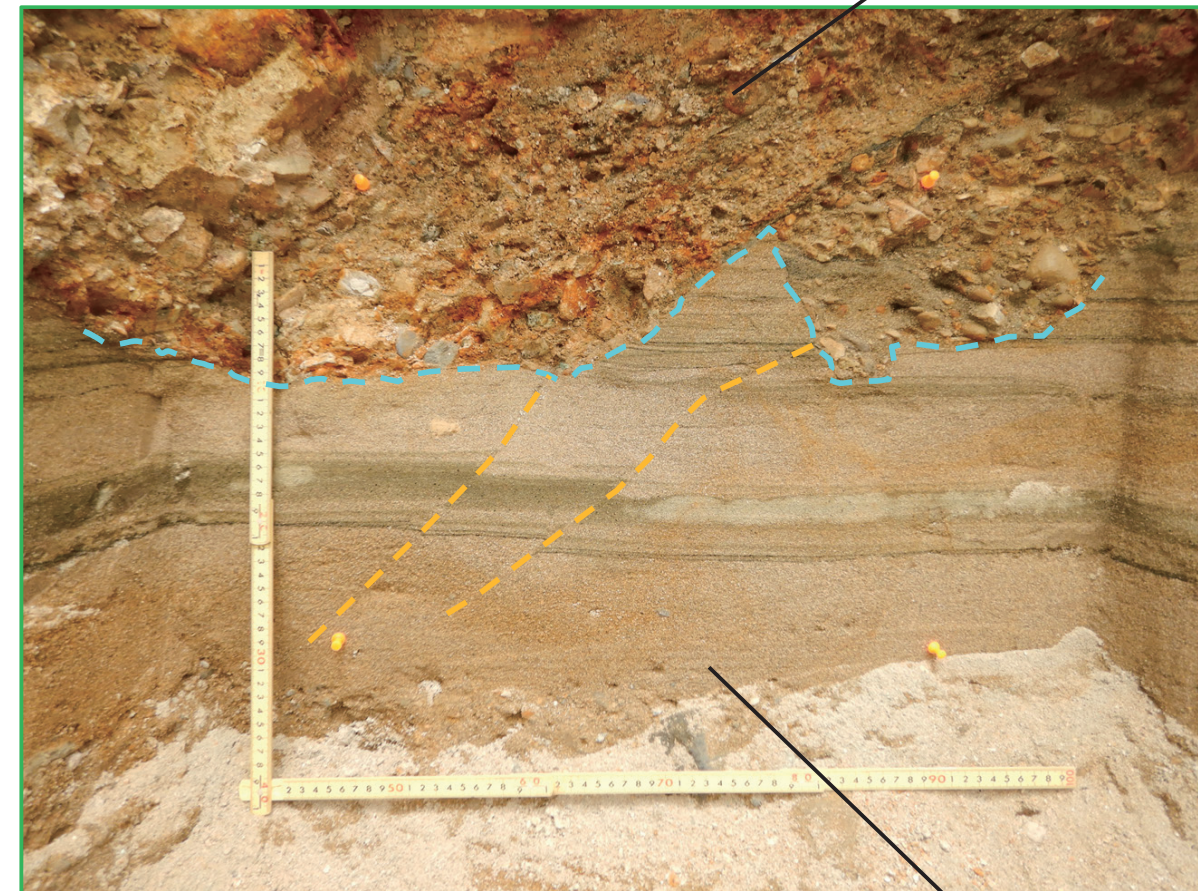
新規 (R2/8/7審査会合以降)

(北側壁面掘削途中-2)

- 北側壁面掘削途中-2は、R1.11.15現地調査時の壁面から約95cm奥行き方向における壁面状況である(断面位置はP14参照)。
- 本壁面は、前述の条件のうち(2) Tf2ユニットは砂礫層であるため、Tf2ユニットの基底面直下の変位量が小さい場合においても、小断層による変位・変形の有無が確認できる比較的細粒な層相を呈することを満たしていないが、参考として掲載する。
- F-1断層に関連する小断層は、M1ユニットに変位を与えており、Tf2ユニットの基底面直下まで剪断面が連続し、変位が認められる。
- Tf2ユニットの基底面に、小断層による変位は認められない。
- Tf2ユニットに、剪断面は認められない。



壁面写真(解釈線なし)



壁面写真(解釈線あり)

Tf2ユニット

M1ユニット

--- : 小断層  
 - - - : 層相境界

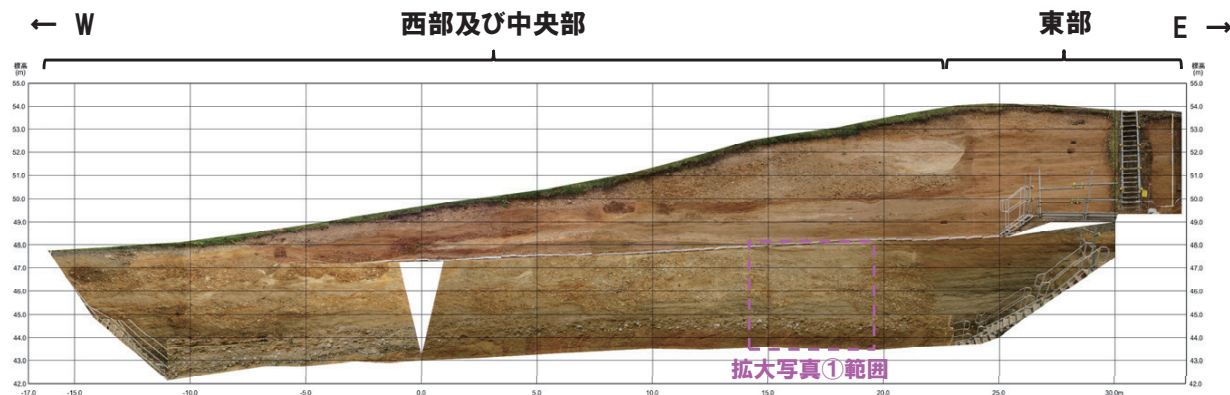
# 開削調査箇所(北側)

## ⑥-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面追加はぎとり転写試料(1/3) -

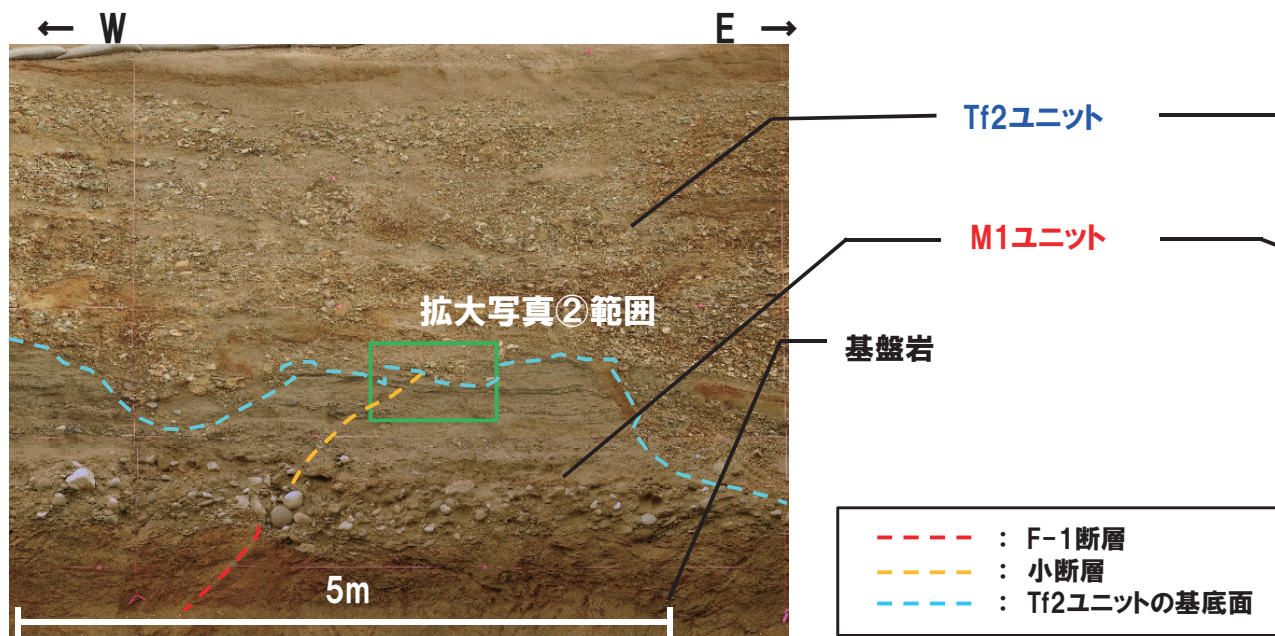
一部修正 (R2/8/7審査会合)

### (北側壁面追加はぎとり転写試料)

- F-1断層に関連する小断層上端部とTf2ユニットとの関係を明確にするためのデータ拡充を目的として、R1.11.15現地調査時の壁面から奥行き方向に掘削を行い、M1ユニット及びTf2ユニットの層相境界付近において、露頭観察及びはぎとり転写試料を作成し、地質構造の観察を実施した。
- 北側壁面追加はぎとり転写試料は、R1.11.15現地調査時の壁面から約100cm奥行き方向で作成したものである(断面位置はP14参照)。
- 本はぎとり転写試料は、データ拡充に当たっての条件((1)M1ユニットにおいて、小断層による葉理のズレがTf2ユニットの基底面直下で認められること及び(2)Tf2ユニットは砂礫層であるため、Tf2ユニットの基底面直下の変位量が小さい場合においても、小断層による変位・変形の有無が確認できる比較的細粒な層相を呈すること)を満たすF-1断層に関連する小断層上端部とTf2ユニットとの関係がより明確に確認できる断面である。



開削調査箇所(北側)北側壁面写真

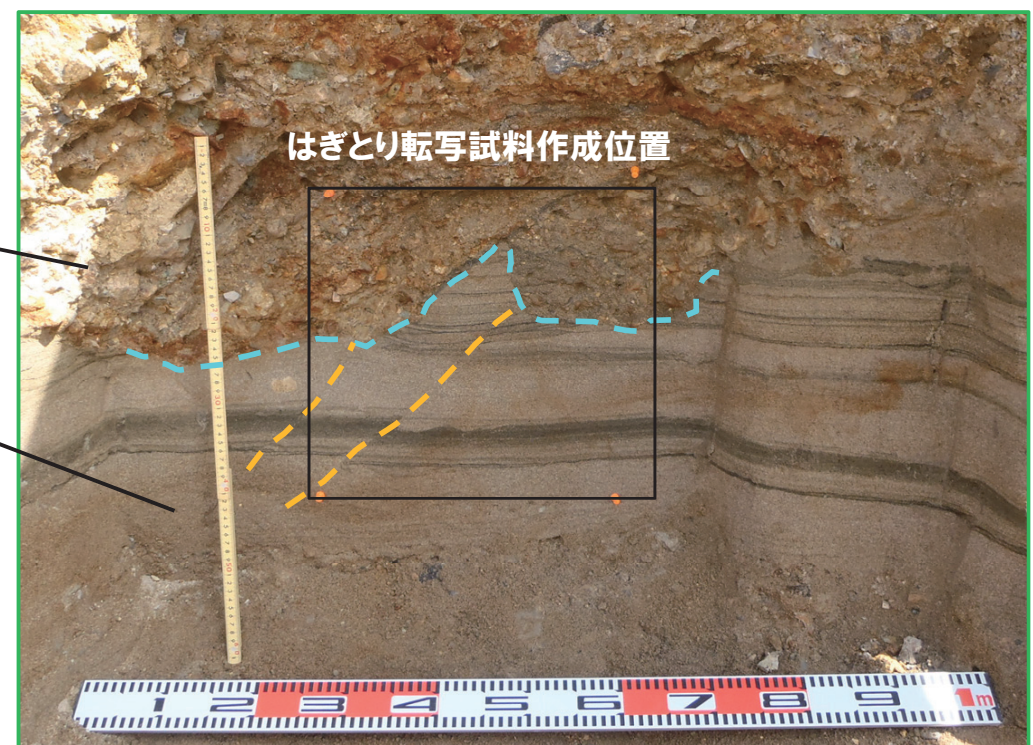


拡大写真①(解釈線あり)

拡大写真①は、R1.11.7審査会合において提示したはぎとり転写試料作成前の写真を案内図として用いている。



拡大写真②(解釈線なし)



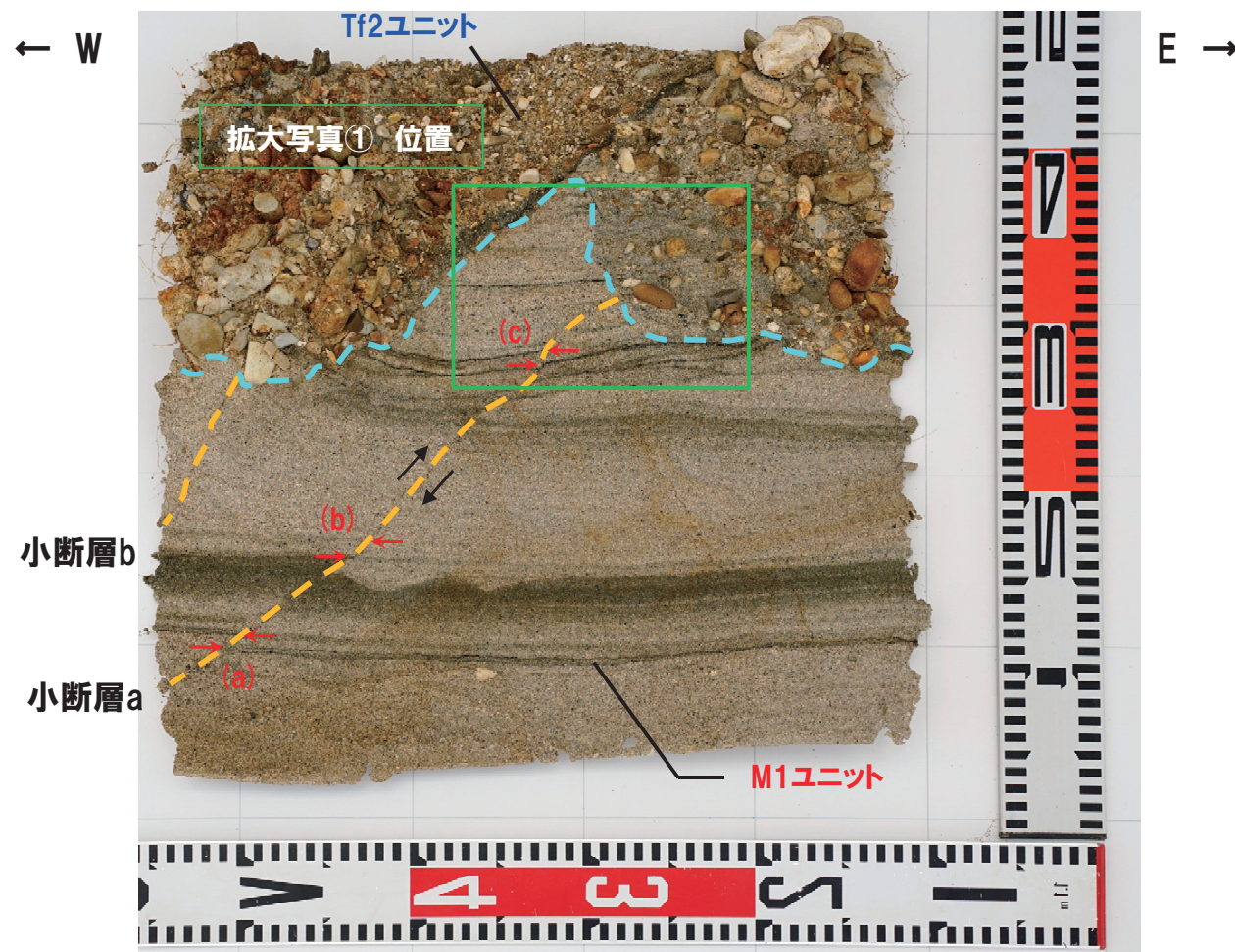
拡大写真②(解釈線あり)

# 開削調査箇所(北側)

## ⑥-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面追加はぎとり転写試料(2/3)-

### 【観察結果】

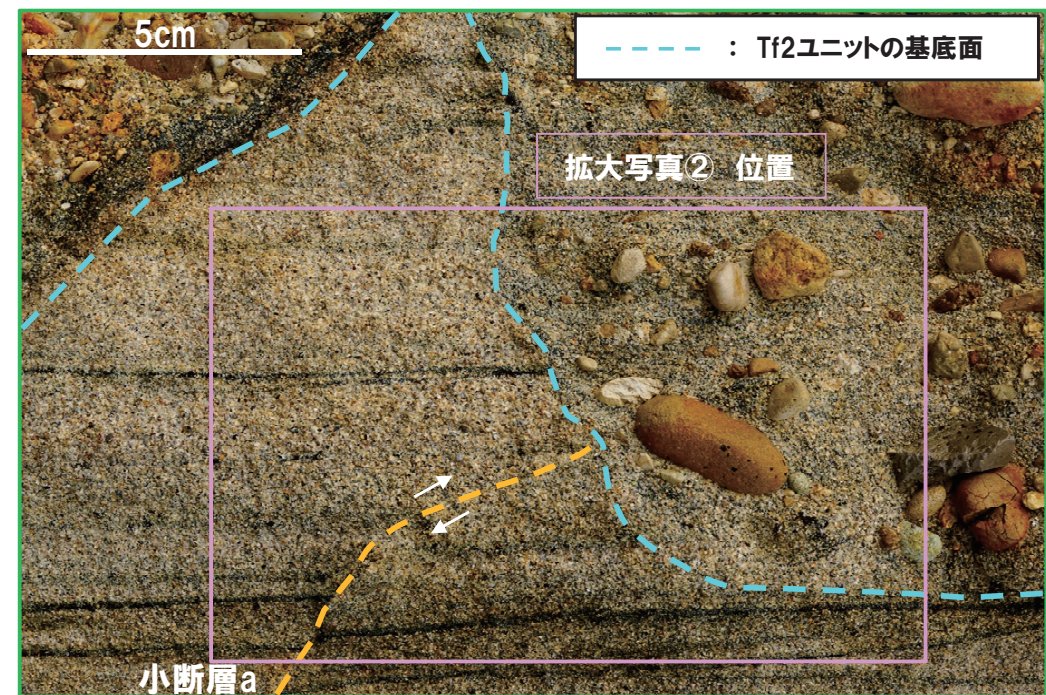
- 本はぎとり転写試料は、データ拡充に当たっての条件((1) M1ユニットにおいて、小断層による葉理のズレがTf2ユニットの基底面直下で認められること及び(2) Tf2ユニットは砂礫層であるため、Tf2ユニットの基底面直下の変位量が小さい場合においても、小断層による変位・変形の有無が確認できる比較的細粒な層相を呈すること)を満たすF-1断層に関連する小断層上端部とTf2ユニットとの関係がより明確に確認できる断面である。
- F-1断層に関連する小断層は、M1ユニットに変位を与えており、Tf2ユニットの基底面直下まで剪断面が連続し、変位が認められる。
- 小断層に顕著な見かけ変位量の減衰は認められない。
- Tf2ユニットの基底面に、小断層による変位は認められない。
- Tf2ユニットに、剪断面は認められない。
- Tf2ユニットに、堆積構造の乱れは認められない。



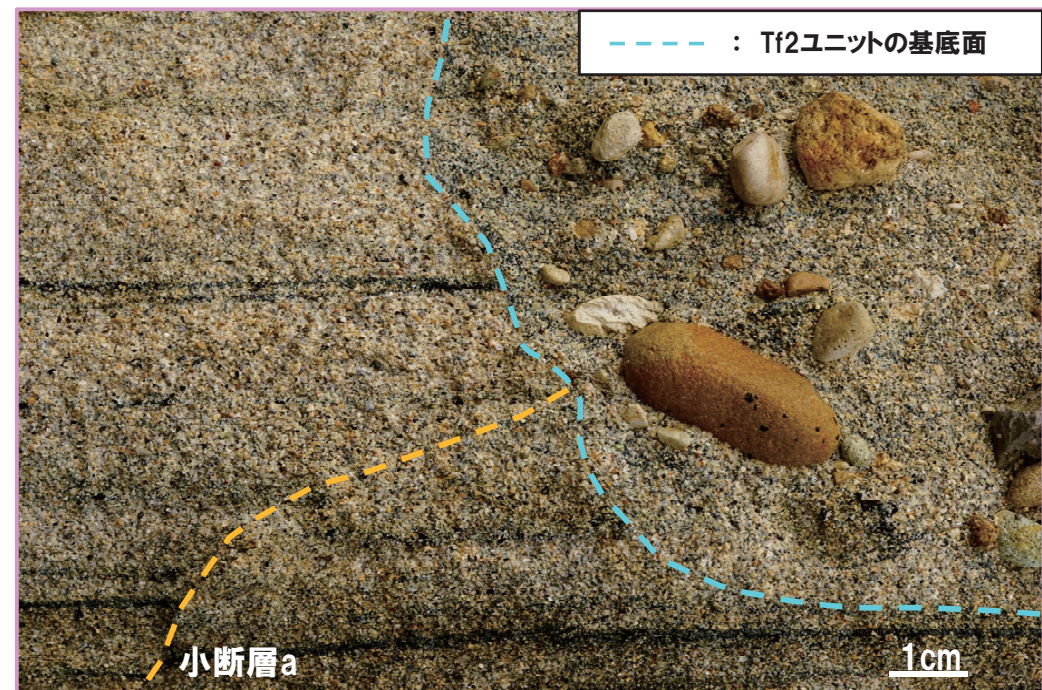
はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線あり)

← : 見かけ変位量の計測箇所(砂層中の葉理のズレ)

見かけ変位量 : (a) 約13mm  
 (b) 約13mm  
 (c) 約10mm



小断層a上端付近 拡大写真①(左右反転)(解釈線あり)

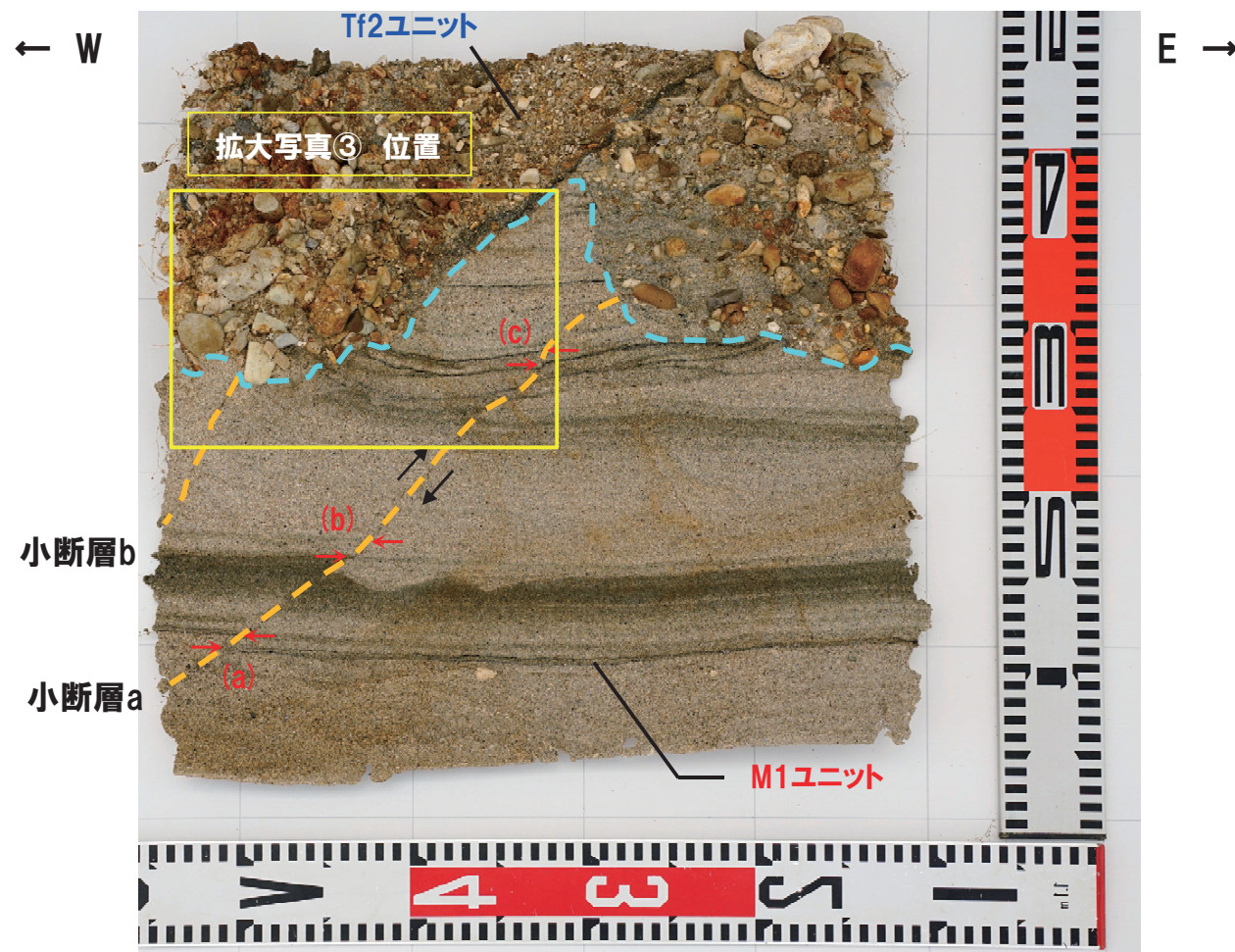


小断層a上端付近 拡大写真②(左右反転)(解釈線あり)

# 開削調査箇所(北側)

## ⑥-1 小断層上端付近の詳細観察-北側壁面追加はぎとり転写試料 (3/3) -

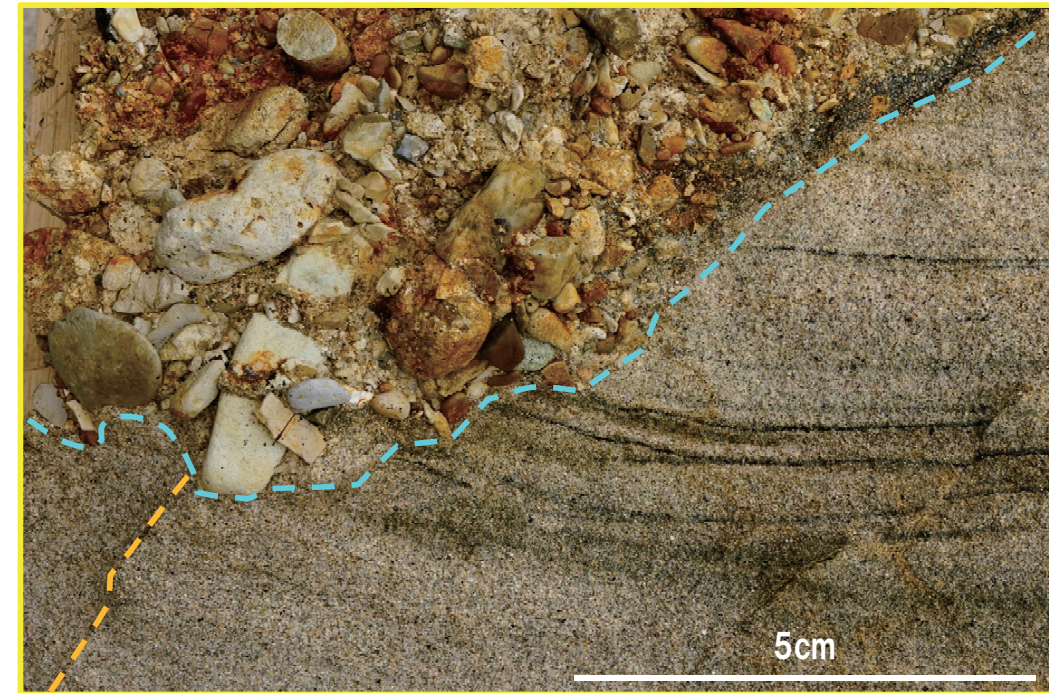
----- : Tf2ユニットの基底面



はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線あり)

← : 見かけ変位量の計測箇所(砂層中の葉理のズレ)

見かけ変位量 : (a) 約13mm  
(b) 約13mm  
(c) 約10mm



小断層b 小断層b上端付近 拡大写真③(左右反転)(解釈線あり)



小断層b上端付近 拡大写真③(左右反転)(解釈線なし)

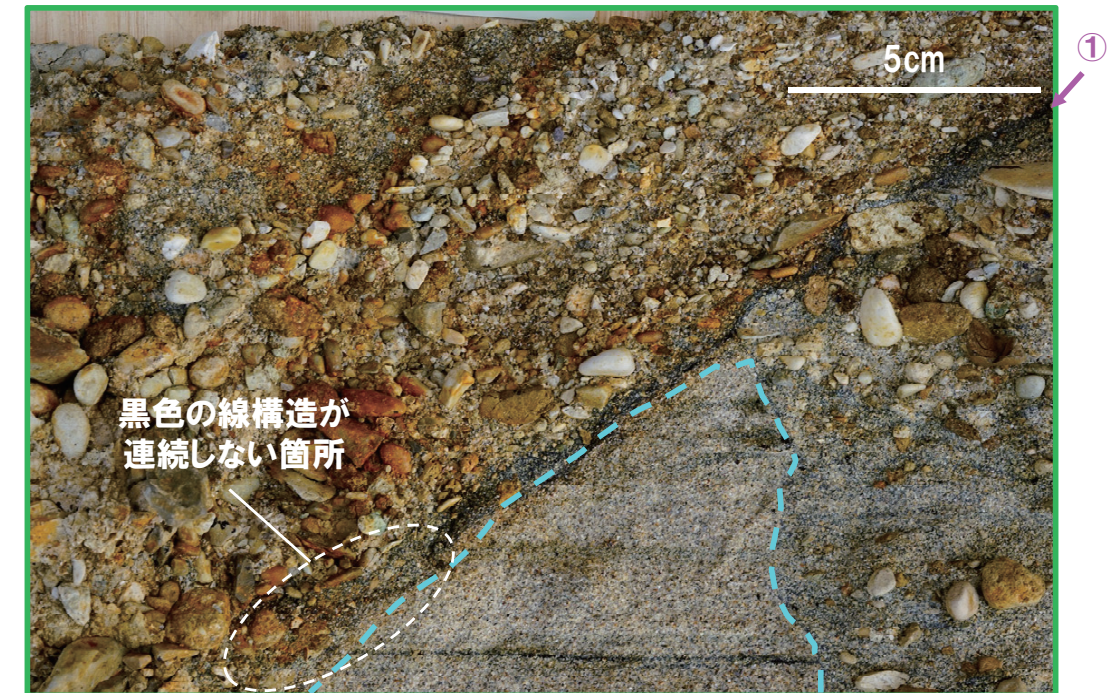
# 開削調査箇所(北側)

## ⑥-2 北側壁面追加はぎとり転写試料-線構造の解釈(1/8)-

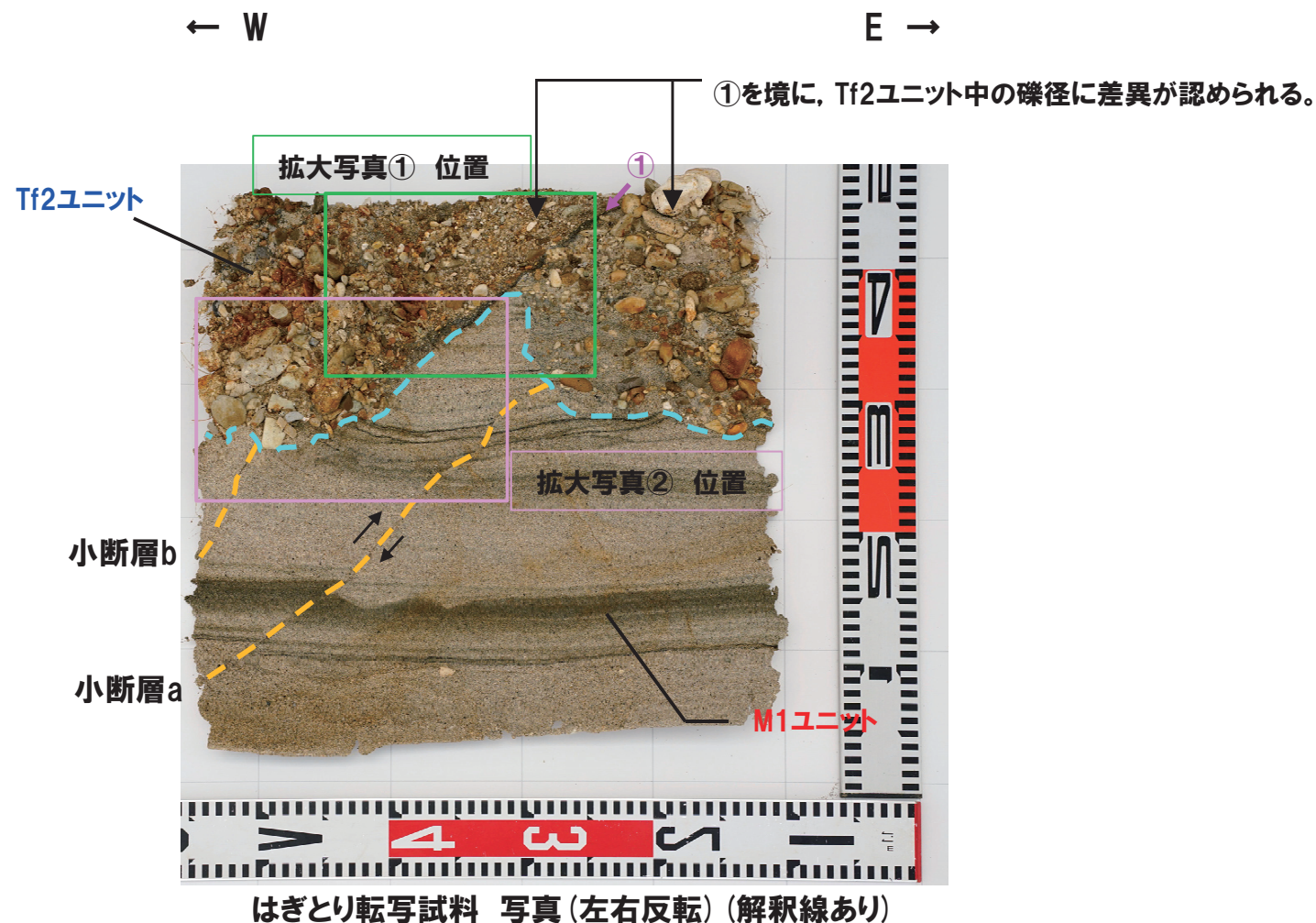
○北側壁面追加はぎとり転写試料において、①で示す黒色の線構造は、以下の状況が認められることから、Tf2ユニット中及びTf2ユニット基底面付近における局所的な層相の違いに起因する透水性の違いによって酸化鉄及び酸化マンガンが沈着したものと判断される。

- ・Tf2ユニット中及びTf2ユニット基底面付近に分布する(拡大写真①及び②)。
- ・Tf2ユニット中において、直線性が認められない(P23の壁面写真)。
- ・当該構造に、面構造は認められない(P23の拡大写真③参照)。
- ・当該構造は、奥行き方向への連続が認められない(P15の拡大写真②参照)。
- ・F-1断層に関連する小断層bと連続しない(拡大写真②参照)。
- ・当該構造を境に、Tf2ユニット中の礫径(P24参照)に差異が認められる。

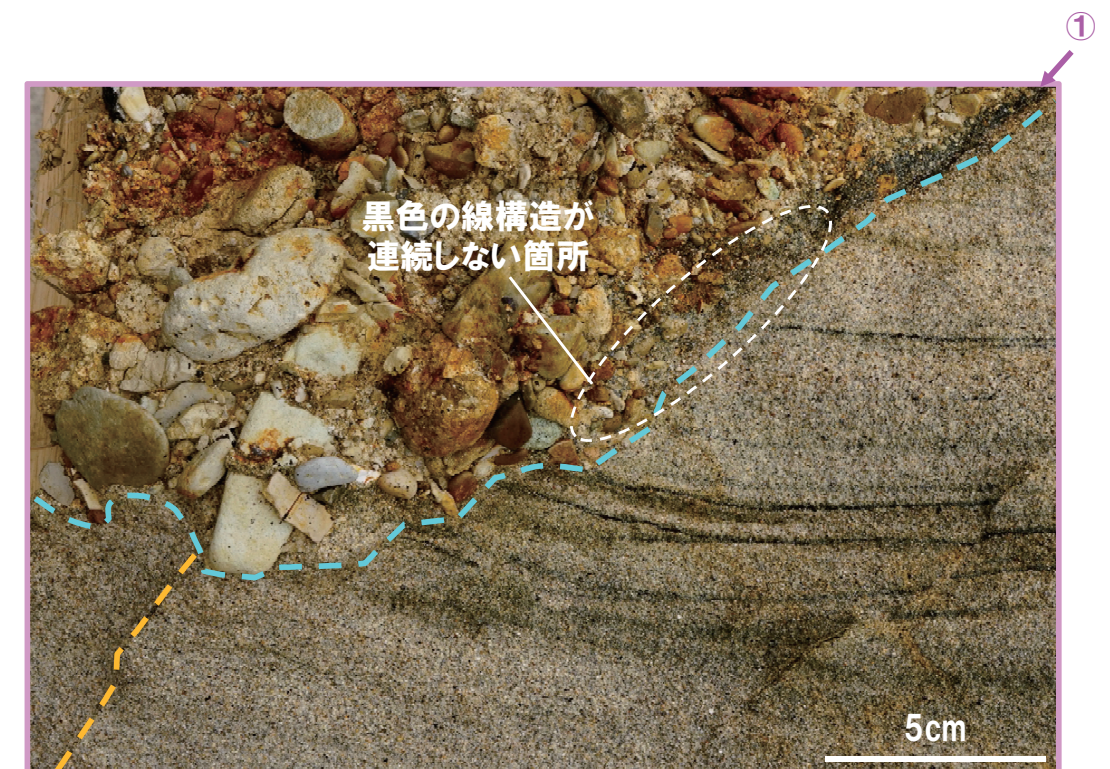
----- : Tf2ユニットの基底面



拡大写真①(左右反転)(解釈線あり)



はぎとり転写試料 写真(左右反転)(解釈線あり)



小断層b

拡大写真②(左右反転)(解釈線あり)